

政令第百八十九号

アルコール健康障害対策関係者会議令

内閣は、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第二百九号）第二十七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

（委員の任期）

第一条 アルコール健康障害対策関係者会議（以下「関係者会議」という。）の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長）

第二条 関係者会議に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、関係者会議を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

（専門委員）

第三条 関係者会議に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該専門の事項に関して十分な知識又は経験を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(議事)

第四条 関係者会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 関係者会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第五条 関係者会議の庶務は、内閣府本府に置かれる政策統括官において厚生労働省社会・援護局障害保健

福祉部精神・障害保健課の協力を得て処理する。

(関係者会議の運営)

第六条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他関係者会議の運営に關し必要な事項は、会長が関係者会議に諮つて定める。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この政令は、アルコール健康障害対策基本法の施行の日（平成二十六年六月一日）から施行する。

##### （内閣府本府組織令の一部改正）

2 内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第三号中(51)を(52)とし、(50)を(51)とし、(49)の次に次のように加える。

(50) アルコール健康障害対策推進基本計画（アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十二条第一項に規定するものをいう。）の策定及び推進に関すること。

政令第百八十八号

アルコール健康障害対策基本法の施行期日を定める政令

内閣は、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）附則第一条第一項本文の規定に基づき、この政令を制定する。

アルコール健康障害対策基本法の施行期日は、平成二十六年六月一日とする。